

「労働者派遣事業の許可基準の改正」の概要について

1. 趣旨

- 平成 27 年 9 月 30 日に施行された「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律」（平成 27 年法律第 73 号。以下、「改正派遣法」という。）により、特定労働者派遣事業と一般労働者派遣事業の区別は廃止され、すべての労働者派遣事業は、新たな許可基準に基づく許可制となった。これに伴い、小規模派遣元事業主への暫定的な配慮措置（資産要件の緩和）を講じていたところであるが、改正派遣法施行後、一定期間経過したことから、配慮措置の一部について見直しを図るもの。

2. 概要

- 「資産要件」について、下線部分を新たに追加する。

資産要件

小規模派遣元事業主については資産要件を軽減（暫定的な配慮措置）。

ただし、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 73 号）附則第 6 条第 1 項の規定により引き続き行うことができることとされた常時雇用される労働者のみである労働者派遣事業を行っている者からの申請に限る。

- ① 1つの事業所のみを有し、常時雇用している派遣労働者が10人以下である
中小企業事業主（当分の間）
- ・ 基準資産額 1,000 万円
 - ・ 現預金額 800 万円
- ② 1つの事業所のみを有し、常時雇用している派遣労働者が5人以下である
中小企業事業主（施行後3年間）
- ・ 基準資産額 500 万円
 - ・ 現預金額 400 万円

3. 適用期日

平成 28 年 9 月 30 日

資産要件の変更について (小規模派遣元事業主への暫定的な配慮措置)

(旧) 特定労働者派遣事業から
移行する事業主

○特定労働者派遣事業を営んでいた優良な小規模派遣元事業主への配慮

新規の事業主

(一般労働者派遣事業からの転換も含む)

○特定労働者派遣事業を営もうとしていた事業主への配慮

資産要件の配慮措置

- ① 1つの事業所のみを有し、常時雇用している派遣労働者が10人以下である中小企業事業主(当分の間)
 - ・基準資産額 1,000万円
 - ・現金・預金の額 800万円
- ② 1つの事業所のみを有し、常時雇用している派遣労働者が5人以下である中小企業事業主(施行後3年間)
 - ・基準資産額 500万円
 - ・現金・預金の額 400万円

法改正から約1年が経過

- 1 小規模派遣元事業主への暫定的な配慮措置(資産要件の緩和)は、
 - ① 本来、改正派遣法の施行日前から特定労働者派遣事業を営んでいた者が、円滑に許可制の労働者派遣事業に移行できるようにするためのものであるが、
 - ② あわせて、施行日前に、新たに特定労働者派遣事業の実施に向け準備をしていた者もいると考えられることから、円滑に許可を取得できるよう、一定期間配慮するものである。

2 ついては、改正派遣法の施行から1年となる本年9月30日で、1②については配慮措置の対象から外し、1①についてのみ配慮措置を認めることとする。

〔 なお、すでに小規模派遣元事業主への配慮措置により許可済みの事業所に対して、許可を取り消すといった取扱いはしない。 〕

対象の見直し

(旧) 特定労働者派遣事業から
移行する事業主

引き続き配慮措置の対象

新規の事業主

(一般労働者派遣事業からの転換も含む)

配慮措置の対象外

- ・基準資産額 2,000万円
- ・現金・預金の額 1,500万円